

報告第9号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月2日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月8日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年5月24日、大田原市前田1006番5、黒羽城址公園内園路で発生した公用車の交通事故について、これによる損害賠償の額を下記のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償の額 58,500円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額58,500円を支払う。
- (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 大田原市〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇